

## 規 則

公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一四―五

公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則

公務災害補償の審査の申立てに関する規則（埼玉県人事委員会規則一四―一）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。